

6

特別区民税・都民税（住民税）の証明書

1

証明書の交付手続き

(1) 窓口での交付

交付場所	取扱時間 (年末年始を除く)	①証明書の種類 ②交付対象年度 ③手数料
税務課	平日 午前8時30分～午後5時	
区民事務所	平日 午前8時30分～午後7時 土曜 午前9時～午後5時 (土曜は練馬区民事務所のみ取扱います)	①証明書の種類 ◆課税(非課税)証明書 ◆納税証明書
郵便局 (47頁参照)	平日 午前9時～午後4時 [*]	
練馬区役所西庁舎1階 休日・夜間窓口 (要予約)	◆平日夜間に受け取る場合 <予約受付> 交付希望日の午前8時30分～午後5時 <受け取り> 午後5時～翌日午前8時30分 ◆土・日・祝休日に受け取る場合 <予約受付> 直前の開庁日の午前8時30分～午後5時 <受け取り> 土曜 午後5時～翌日午前8時30分 日曜・祝休日 終日(24時間) ◆予約先・受け取れる方 税務課 税証明・軽自動車税担当 ☎ 03-5984-4536 ・来庁される方が、電話で予約してください ・「本人」または「練馬区に同一世帯として 住民登録している親族」に限ります	②交付対象年度 申請日の5年前の年 度～最新年度分 (課税年度の前年中 の所得金額が記載さ れます) ③手数料 1通 300円

※以下の場合は、郵便局では申請ができません。

- ・練馬区外へ転出(予定含む)の手続きをされた方についての申請
- ・委任状や第三者による申請
- ・手数料が免除になる場合(46頁参照)

● 交付申請に必要な本人確認書類

顔写真付きの 官公署発行の証明書	マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等（いずれか1点の提示）
顔写真なしの 官公署発行の証明書	健康保険証、介護保険証、年金手帳等（いずれか2点の提示）

いずれの証明書も、有効期限の切れたものや、失効したものは使用できません。

● 手数料が免除になる場合

生活保護受給中、または中国残留邦人等支援法に基づき支援給付受給中の方は、手数料が免除になるので受給証明書をお持ちください。

税務課・区民事務所の窓口と郵送申請のみ対応しています。

● 委任状について

本人以外の方が、代理人として窓口に来られる場合は、委任状が必要です。代理人は、自分自身の本人確認書類と本人からの委任状を必ずお持ちください。

ただし、「練馬区に住民登録のある住民票上同一世帯の親族」の方が申請をする場合は、委任状を省略することができます。

委任状による交付は、税務課と区民事務所の窓口のみ可能です。

《委任状の書き方》

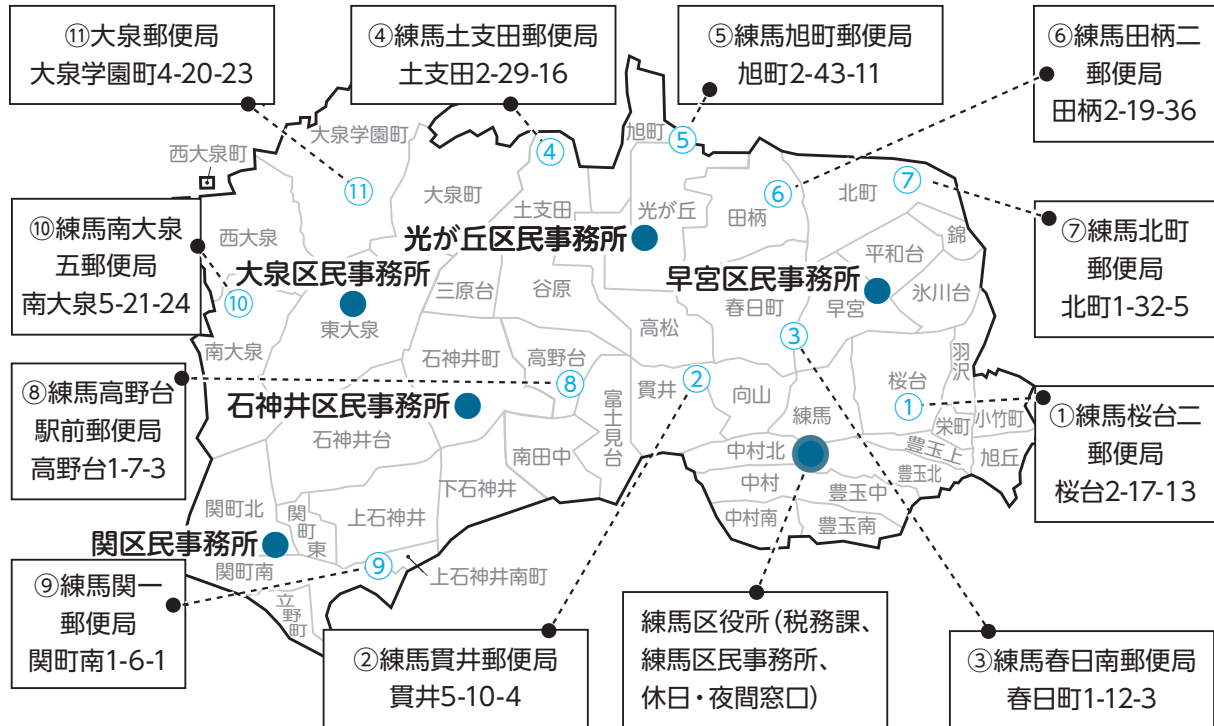
便せん等に以下の①～⑩を記入して原本をお持ちください。

委任状の様式は、練馬区ホームページからダウンロードすることもできます。

委任状に不備がある場合は、証明書を交付できません。

<p>委任状</p> <p>① 代理人（窓口に来られる方）の住所</p> <p>② 代理人氏名</p> <p>③ 代理人生年月日</p> <p>④ 私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>⑤ 令和○年度 課税（非課税）・納税証明書（令和○年中の所得）○通 （課税年度の前年中の所得金額が記載されます）</p> <p>⑥ 委任者現住所</p> <p>⑦ 委任者の証明を受ける年度の課税基準日（1月1日）現在の住所 （例：令和5年度の証明書が必要な場合は → 令和5年1月1日の住所）</p> <p>⑧ 委任者氏名（委任者本人が自署）</p> <p>⑨ 委任者生年月日</p> <p>⑩ 委任者連絡先電話番号（日中に連絡の取れる電話番号）</p>
--

練馬区役所・各区民事務所と証明書発行を行う郵便局一覧



特別区民税・都民税
(住民税)の証明書

(2) 発行機での交付

交付場所	取扱時間 (点検日を除く)	①証明書の種類 ②交付対象年度 ③手数料
コンビニエンスストア等のマルチコピー機	午前6時30分～午後11時	①証明書の種類 ◆課税(非課税)証明書 ◆納税証明書
区民事務所の証明書発行機	平日 午前8時30分～午後7時 土曜 午前9時～午後5時 (土曜は練馬区民事務所のみ取扱います)	②交付対象年度 申請日の5年前の年度～最新年度分 (課税年度の前年中の所得金額が記載されます) ③手数料 1通 200円

- 発行機で交付するには、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。
- ご本人の証明書のみ発行可能です。
- 転出(予定含む)の手続きをされた場合は、発行機での証明書の交付はできません。

2 交付を受けることができる方

- 証明対象年度の基準日（1月1日）にお住まいの区市町村が住民税の証明書を交付します。非課税の場合、納税証明書は交付できません。

例：令和5年度の証明書…令和5年1月1日に練馬区にお住まいの方に交付

- つぎの手続き等をしていることが必要です。

- 1 税務署または練馬区に税の申告をしている
- 2 前年中に給与を受け、勤務先が練馬区に給与支払報告書を提出している
- 3 前年中に公的年金等を受給した
- 4 前記1～3の方に税法上扶養されている*

※上記4に該当する方は、本人が税の申告をしていない場合、所得金額の記載のない住民税の非課税証明書が交付されます。年金手続きや勤務先での扶養認定等で、所得金額の記載のある住民税の証明書が必要な方は、所得がない場合でも住民税の申告をしてください。

また、1～4に該当しない方は、住民税の証明書が発行できません。証明書が必要な方は、住民税の申告をしてください。（10頁参照）

（即日発行できない場合があります）

- 納税証明書について

住民税を納めてすぐに納税証明書の交付を希望される場合は、平日午前8時30分～午後5時の間に、収納課（区役所本庁舎4階）または区民事務所（練馬区民事務所を除く）で納付していただくと、すぐに交付できます。

なお、銀行等で納めていただいた場合は、練馬区で納付の確認ができるまで2週間程度かかります。お急ぎの方は、平日午前8時30分～午後5時の間に、税務課（区役所本庁舎4階）または区民事務所（練馬区民事務所を除く）へ領収書をお持ちいただくと、すぐに交付できます。

3 令和5年度の証明書の交付開始予定時期

対象者	交付開始予定時期
給与から住民税が差し引かれる方（給与特別徴収の方） 非課税の方	5月中旬から
個人で納める方（普通徴収の方） 公的年金から住民税が差し引かれる方（年金特別徴収の方） 上記のいずれか2通りまたは3通りの方法で納付する方	6月中旬から

- 令和5年度の証明書は、令和4年1月～12月分の所得金額が記載されます。

4 「郵送」で申請できます

ご本人からの申請に限り、郵送で証明書の交付を受けられます。申請の際は、1週間程度の余裕をもって申請してください。

なお、証明書をお送りできるのは、ご本人の住民登録地のみです。

●申請に必要なもの（4点）

- ・特別区民税・都民税（住民税）証明書交付申請書
- ・返信用封筒（ご本人の住民登録地の住所・氏名を記入し、返信用切手を貼ったもの）
- ・住民登録地が記載された本人確認書類の写し（46頁参照）
 - ※マイナンバーカードの写しを同封する場合は、個人番号の記載されていない表面の写しのみ同封してください。
 - ※健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の写しを同封する場合は、保険者番号および記号・番号（または被保険者番号）を見えないように消してください。
 - ※年金手帳や年金証書の写しを同封する場合は、基礎年金番号を見えないように消してください。
- ・手数料（1通につき300円、郵便局で定額小為替*を購入してください）
 - ※定額小為替には何も記入せず、半券は切り離さず同封してください。生活保護受給中または中国残留邦人等支援法に基づき支援給付受給中の方は、手数料が免除になるので、受給証明書の写しを同封してください。

●交付申請書の書き方

便せん等に以下の①～⑦を記入してください。

申請書の様式は、練馬区ホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 使用目的
- ② 練馬区の住所【課税基準日（1月1日）現在の住所】
（例：令和5年度の証明書が必要な場合→令和5年1月1日の住所）
- ③ 氏名・フリガナ・生年月日
- ④ 必要な証明書の年度（課税年度の前年中の所得金額が記載されます）
（例：令和5年度の証明書→令和4年1月～12月の所得金額）
- ⑤ 必要な証明書の種類（課税・非課税・納税証明書のいずれか）
- ⑥ 必要枚数
- ⑦ 現住所・日中に連絡のとれる電話番号

- 送付先 〒176-8501 練馬区役所 税務課 税証明担当